

石川県公報

平成31年1月11日
第13171号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	4
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指 定 (同)	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	4
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指 定薬物の指定の失効 (薬事衛生課)	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	5
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	2	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	6
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	2	○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告 (農業政策課)	7
○平成30年度地籍調査事業計画の決定 (農業基盤課)	3	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	8
○県道の区域の変更 (道路整備課)	3	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (同)	9
○県道の供用の開始 (同)	3	○土地区画整理組合の理事退任公告 (都市計画課)	9
○道路の占用を制限する区域の指定 (同)	4		

告 示

石川県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成31年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社サンウェルズ	金沢市二宮町15番13号	ロハスヘルパーステーシ ョン	白山市北安田西2丁目 14番地	平成30年 12月1日

石川県告示第5号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成31年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社サンウェルズ	金沢市二宮町15番13号	ロハスヘルパーステーシ ョン	白山市北安田西2丁目 14番地	平成30年 12月1日

石川県告示第6号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定

により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成31年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 2 - ({ [2 - (4 - エチル - 2 , 5 - ジメトキシフェニル) エチル] アミノ } メチル) フェノール及びその塩類
- (2) 3 - [1 - (1 - ピペリジニル) シクロヘキシル] フェノール及びその塩類
- (3) キノリン - 8 - イル = 1 - ペンチル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシラート及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

平成30年12月29日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

石川県告示第7号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成31年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	痴漢電車 食い込み夢（ドリーム）マッチ	オ ー ピ ー 映 画
〃	スナックあけみ 濡れた後には福来たる	〃
〃	むっちり討ち入り 桃色忠臣蔵	〃
〃	悶絶恋愛日記 濡れ濡れ三姉妹	新 東 宝 映 画
〃	ティント・プラス 郵便屋 [HDリマスター版] (原題) FERMO POSTA TINTO BRASS	AMGエンタテインメント (イ タ リ ア)
〃	ティント・プラス 背徳小説 [HDリマスター版] (原題) L'UOMO CHE GUARDA (THE VOYEUR)	〃

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成31年1月11日

石川県告示第8号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成31年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ シ ョ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2019年2月号 (0 4 3 3 3 - 0 2)	(株) ジ ー ノ ッ ト

”	Nai Nai プレス北陸 2019年2月号 (06805-02)	電 王 堂 出 版 (株)
---	--------------------------------------	---------------

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成31年1月11日

石川県告示第9号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成30年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成31年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
中 能 登 町	東馬場Ⅲ地区及び最勝講Ⅰ地区	平成31年1月9日から 同年3月31日まで

石川県告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成31年1月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成31年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
上木中町線	加賀市大聖寺下福田町ソ13番6地先から 加賀市大聖寺下福田町レ3番1地先まで	旧	8.30~12.10 284.4	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	9.00~27.00 284.4	
別所野町線	金沢市寺町三丁目44番地先から 金沢市寺町三丁目207番地先まで	旧	15.81~17.67 159.0	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	15.81~35.42 159.0	

石川県告示第11号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成31年1月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成31年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦 覧 場 所
上木中町線	加賀市大聖寺下福田町ソ13番6地先から 加賀市大聖寺下福田町レ3番1地先まで	平 成 3 1 年 1 月 1 1 日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、平成31年1月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成31年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
県道	別所野町線	金沢市寺町三丁目44番地先から 金沢市寺町三丁目207番地先まで	県央土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年1月11日

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成31年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成30年12月13日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 石川バリアフリーツアースセンター

3 代表者の氏名

坂井 さゆり

4 主たる事務所の所在地

金沢市千木1丁目75番地

5 定款に記載された目的

この法人は、全国および石川県内の障がい者や高齢者に対して、広く石川県の観光と福祉に関する事業を行い、県内観光地の活性化と障がい者や高齢者の自立と福祉に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成31年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢フォーラス

金沢市堀川新町52番 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) JR金沢駅NKビル

金沢市堀川新町52番 外

(変更後) 金沢フォーラス

金沢市堀川新町52番 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ジェイアール西日本不動産開発株式会社

代表取締役 森重 鉄雄

兵庫県尼崎市潮江一丁目1番60号

(変更後) JR西日本不動産開発株式会社

代表取締役 柴田 信

大阪市北区中之島二丁目2番7号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役 村井 正平

千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

ほか46者

(変更後) 株式会社ラッシュジャパン

代表取締役 ロウイーナ ジャクリーン バード

神奈川県愛甲郡愛川町中津4207番地3

ほか22者

3 変更の年月日

(1) 平成18年11月2日

(2) 氏名又は名称 平成27年6月26日

代表者 平成29年6月23日

住所 平成30年7月17日

(3) 平成30年8月1日 他

4 変更する理由

(1) 店名変更のため

(2) 商号・代表者の変更、本社移転のため

(3) 小売業者変更のため

5 届出年月日

平成30年11月22日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成31年1月11日から同年5月13日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成31年5月13日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成31年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス明倫通り店

野々市市堀内四丁目91番地 外54筆

2 変更する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 縦覧による。

面積 134平方メートル

(変更後) 位置 縦覧による。

面積 134平方メートル

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 縦覧による。

容量 64立法メートル

(変更後) 位置 縦覧による。

容量 64立法メートル

3 変更する年月日

平成31年4月20日

4 変更する理由

未定であった建物の小売業者が決まったことに伴い、荷さばき施設、廃棄物保管施設の位置の変更を行うため。

5 届出年月日

平成30年12月25日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市企画振興部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成31年1月11日から同年5月13日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成31年5月13日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成31年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

増穂ヶ浦ショッピングモールアスク

志賀町富来領家町甲の26番地1 外6筆

2 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から午後7時30分まで

- (変更後) 午前8時から午後9時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後8時まで
(変更後) 午前7時30分から午後9時30分まで
- 3 変更する年月日
平成31年6月1日
- 4 変更に係るもの以外の事項
- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,027平方メートル
- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 175台
- イ 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 30台
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 225平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 28.8立方メートル
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 駐車場の出入口の数及び位置
出入口の数 3箇所
位置 縦覧による。
- イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後6時まで
- 5 届出年月日
平成30年12月25日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び志賀町商工観光課
- 7 届出等の縦覧期間
平成31年1月11日から同年5月13日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成31年5月13日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見を提出することができる。

平成31年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
有限会社 グリーン・ハート	羽咋市	羽咋市東釜屋町梅28番
有限会社 フロンティアはら	羽咋市	羽咋市東釜屋町梅14番ほか3筆
渡 勝己	羽咋市	羽咋市東釜屋町松39番ほか2筆
山崎 キミ子	羽咋市	羽咋市東釜屋町松2番ほか4筆
上島 和民	富山県氷見市	羽咋市東釜屋町桐17番
川井 智美	羽咋市	羽咋市東釜屋町松17番ほか4筆
川井 良平	羽咋市	羽咋市釜屋町倉5番ほか12筆
中野 専一	羽咋市	羽咋市東釜屋町竹10番ほか9筆
農事組合法人 みづほ農産	羽咋市	羽咋市東釜屋町梅33番
榎谷 武史	羽咋市	羽咋市釜屋町出口203番ほか23筆
裏 長平	羽咋市	羽咋市東釜屋町梅5番ほか60筆
高田 健三	羽咋市	羽咋市釜屋町倉35番ほか42筆
坂本 照夫	羽咋市	羽咋市東釜屋町松9番ほか15筆
農事組合法人 あさひ	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町高島壺式4番ほか10筆
澤井 昭範	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町能登部下壺参参20番ほか2筆
今井 國雄	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町久江え59番
八十田 敏彦	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸520番
濱田 勉	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸1057番1
農事組合法人 トミヨの里	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町末吉ア92番
砂崎 久正	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町八幡い10番ほか6筆
播磨 良之	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町大島耕73番ほか2筆
古川 勇二	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町町大阪146番1ほか20筆
株式会社 大念寺農産	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町福野耕371番1ほか21筆
農事組合法人 細川	白山市	白山市乙丸町725番1ほか2筆
中村 義隆	加賀市	加賀市日谷町五117番
有限会社 たけもと農場	能美市	能美市牛島町口98番1ほか26筆
農事組合法人 大場坊主の里	金沢市	金沢市大場町西1435番ほか10筆
農事組合法人 せせらぎ	金沢市	金沢市松寺町申40番1ほか37筆
株式会社 北ファーム	金沢市	金沢市高柳町8字75番ほか16筆
農事組合法人 蓮だより	金沢市	金沢市才田町中83番ほか1筆
中林 圭吾	金沢市	金沢市打木町西390番

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成31年1月11日から同月25日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成31年1月15日から同年2月13日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以

内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成31年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
俵地区	県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	県営土地改良事業計画書の写し	金沢市農林水産局 農業基盤整備課

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成31年1月15日から同年2月13日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、土地改良法第87条の3第7項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成31年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
末地区	県営ほ場整備事業 (機構関連型)	県営土地改良事業計画書の写し	金沢市農林水産局 農業基盤整備課

土地区画整理組合の理事退任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が退任した旨の届出があった。

平成31年1月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

小松市沖周辺土地区画整理組合
退任した理事

氏名	住所	退任年月日
石田 敏 明	小松市沖町へ7番地	平成30年10月13日

